

犬の登録と 狂犬病予防注射は 飼い主の義務です



案内図

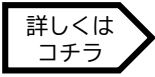

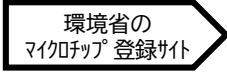

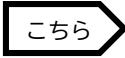



お問合せ

北九州市動物愛護センター
小倉北区西港町24-7
TEL 581-1800

- 車
・・・都市高速（日明ランプ）をおりて5分
- JR
・・・「九州工大前駅」下車、徒歩20分
- 西鉄バス
・・・「中原東二丁目」下車、徒歩15分

こんな時どうすれば

新しく犬や猫を飼った時	・北九州市への登録 (市内在住の犬)	生後91日を超えた犬は、一生に一度、北九州市への登録が必要です。(市内在住に限る)
	・狂犬病予防注射 (犬のみ)	生後91日を超えた犬は、毎年一回の狂犬病予防注射を受けて下さい。
 	・マイクロチップの装着と環境省への登録	新しく犬や猫を飼い始めたらマイクロチップを装着し、環境省に情報を登録しましょう。 ※ 犬の場合は、犬の登録の代わりになります。 すでにマイクロチップを装着した犬猫を迎えた場合は、情報の変更登録をしてください。
		 
犬の飼主や住所に変更があった時	・北九州市での登録変更の手続き(市内在住の犬)	犬鑑札をお持ちの方 北九州市での登録内容を変更します。 まず、動物愛護センターへご連絡ください。
	・マイクロチップ情報の変更登録(環境省)	マイクロチップを装着している方 すでにマイクロチップを装着している場合は、上記の環境省サイトで情報の変更登録をしてください。
ペットが死亡した時	・北九州市での登録抹消の手続き(市内在住の犬)	犬鑑札をお持ちの方 まず、動物愛護センターへご連絡ください。 マイクロチップを装着している方 環境省サイトで死亡の届出をしてください。
	・ペットの焼却	死亡したペットの焼却は、持込に限り有料で実施します。ただし、遺骨(焼骨)は返却できません。
飼犬が人を咬んだ時	・こう傷事故発生届	保健所(東部・西部生活衛生課)へ届出てください。 東部生活衛生課(アスト 4階):522-8728 西部生活衛生課(コムシティ6階):642-1818
	・狂犬病の鑑定	動物病院で狂犬病の鑑定をして鑑定結果を保健所に提出してください。
犬猫がいなくなった時	・迷子の登録	すぐに動物愛護センターと最寄りの警察署に届出て下さい。
犬を保護した時	・預かり情報の登録	迷子の犬を保護した場合は、動物愛護センターへご連絡ください。引取に伺います。
犬や猫を飼いたい時	・センターでの譲渡	動物愛護センターでは犬猫の譲渡を行っています。譲渡対象の犬猫はホームページに写真付きで掲載しています
		 

北九州市動物愛護センター

検索

小倉北区西港町24-7 TEL 093-581-1800 FAX 093-582-8852